

令和2年 6月 日

寒川町自治基本条例の改正に係る報告書（案）

寒川町まちづくり推進会議
会 長 千 葉 保 雄

現行の寒川町総合計画（さむかわ 2020 プラン）の計画期間が令和2年までで終了となり、町では次期総合計画の基本構想策定に向けた取り組みがすすんでいます。

総合計画は町の最上位計画ですが、一方で町の最高法規である寒川町自治基本条例（以下、自治基本条例と表記します）の条文中に総合計画の位置付けが不明確な状況にありました。次期総合計画を策定するこの機会に自治基本条例の条文中にも最上位計画として明確に位置付けることで、計画の継続性や安定性を担保すべきと考え、自治基本条例を所管する寒川町まちづくり推進会議（以下、推進会議と表記します）の今期の取り組みとして、制定来初めての自治基本条例改正について検討してまいりました。

その結果について、以下のとおり報告いたしますが、すでに検討内容に基づいた条例改正が本年の6月議会で議決されております。同時に次期総合計画の基本構想も議決され、町では細部の計画策定がすすめられていることと思います。次期総合計画の充実により今後20年の町の更なる発展に期待いたします。

※文案は町議会の議決がされた前提で作成しており、議会の結果により内容が変更となる場合があります。

1. 自治基本条例改正と次期総合計画の背景について

市町村は従来、地方自治法により総合計画の策定を義務付けられていました。

旧地方自治法 第2条第4項

市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政を定め、これに即しておこなわなければならない。

しかしながら、法律により国が計画策定を義務付けるのではなく、市町村が自らのことは自ら決めることとして方針を改め、平成23年5月に地方自治法を改正し、上記条項が削除されたため『総合計画策定の必要性』や『条例への位置づけの必要性』あるいは『総合計画を議決する必要性』については各市町村の判断に委ねられている状況で、次期総合計画の策定は、この法改正後初めての策定になります。

町は、社会経済環境が急速に変化するなかで安定的に継続発展するためには長期的な指針となる計画が必要との考えから次期総合計画を立案し、その策定根拠を自治体が策定する法である条例のうち、寒川町における最高法規である自治基本条例に位置づけることで、町の最上位計画としての役割を明確にするとともに計画の継続性や安定性を担保することを目的として、自治基本条例を改正する方針を推進会議に示しました。

自治基本条例の改正は平成19年の制定以来初めてのことで、同条例第30条第2項第1号により推進会議の審議事項となります。町の提案を受けて今期推進会議の主たる取り組みとして、以下のとおり改正内容等の協議をすすめてまいりました。

2. 議論の経過について

平成31年1月30日に開催された第3回まちづくり推進会議において、次期総合計画策定全般に係る説明と併せて、町より条例改正の第一案が示されました。

自治基本条例改正案①

- ・第8章 組織運営に（総合計画）の条文を追加します。
（現28条以下を繰り下げる）

第28条（総合計画）

町は、この条例の目的や基本理念に基づき、町の目指す将来像を明らかにし、これを実現するために町の総合的な方向を示す計画（以下、「総合計画という。）を策定します。

- 2 町は、総合計画の進行管理を行い、その進捗状況を公表します。
- 3 町は、行政分野ごとの計画を策定するときは、総合計画に即して定めるものとします。

組織運営の条項に総合計画を位置づけるという考え方は、行政の責任と役割において総合計画を定め、それに沿って運営していく考え方に読み取れるため、『町民と町の協働によるまちづくり』という自治基本条例の基本理念に照らしてふさわしい位置づけなのか、という趣旨の指摘をいたしました。

あわせて、自治基本条例が町の最高法規であるならば、その改正手続きを一般の条例と同様で差し支えないのかという疑問を投げ掛けました。

令和元年 9 月 10 日に開催された第 5 回推進会議では、そういった意見を踏まえた検討がなされ、町より以下のような第 2 案が示されました。

自治基本条例改正案②

- ・第 1 章 総則の第 6 条に以下の文言（下線部分）を追加します。

第 6 条（町の責務）

町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。

自治基本条例と総合計画の関係性を町の責務として定めることで、町政運営全般の指針として総合計画が位置づけられ、この案であれば基本理念に抵触する恐れは解消されるものと考えました。

議論のなかで、前条の第 5 条に、まちづくりの指針について列記して定めており、このことが総合計画の策定内容を限定する恐れがあるとの指摘がありましたが、この点については指針として定めている 8 つの内容は町の永続的な価値を指しており、総合計画がこの内容に反することは考えにくいと結論を出しております。

他方で、町には総合計画に係る審議会として総合計画審議会（以下、総計審と表記します）がありますが、推進会議との役割や関係性が不明確で、前回案の 2 項および 3 項に示された総合計画の進行管理や、計画策定に際して総合計画に即することとする内容についても条例上で整理をすべき旨の指摘をいたしました。

また、自治基本条例の改正手続きについて、他の条例と同様でよいかという点について、総合計画策定に向けたワークショップを複数回開催するなかで自治基本条例の改正についても題材に加えることで、パブリックコメントと併せて町民の参画を推進していく旨の回答がありました。

町の最高法規である自治基本条例の改正にあたっては、パブリックコメントに加えて、こういった町民参画を促進する取り組みを要する考え方が示されたものと捉え、今後の指標になるものと考えております。

以上の経過があり、令和元年11月18日に開催された第6回推進会議において、最終案として第3案が以下のように示されました。

自治基本条例改正案③

- ・第1章 総則の第6条に以下の文言（下線部分）を追加します。

第6条（町の責務）

町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。

寒川町総合計画審議会条例改正案

- ・第2条を以下の文言に改正します。

第2条（設置）

寒川町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき、町長の諮問に依りて調査審議し、その結果を報告し、建議するためととも、その進行管理を行うため、寒川町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

改正案③は、自治基本条例の改正案について前回の内容から変更なく、総合計画審議会条例の改正案が追加され、これにより前述の問題の解消を図るものでした。

会議での町事務局からの説明のとおり、改正案①の第28条第3項『町は、行政分野ごとの計画を策定するときは、総合計画に即して定めるものとします。』の条文は、第6条の改正案により同様の読み取りができると判断をいたしました。

総合計画の進行管理についても、総計審の役割として総合計画審議会条例に明記することで推進会議との役割の住み分けが明瞭になるものと評価をいたしました。

3. まとめ

以上のような議論により、先述のとおり推進会議の最終案として結審した内容に基づき、以後の庁議やパブリックコメント等の手続を経て、冒頭で触れましたように本年6月議会において自治基本条例の改正が議決され、今回の取り組みが結実したものと捉えております。

改正内容そのものは『総合計画に基づいて』という一文を加えたのみかもしれませんが、町の最高法規である自治基本条例の総則にあたる条文改正ということで、推進会議としても慎重に取り組んでまいりました。

総合計画審議会条例と併せて改正することで、推進会議と総計審の役割を明瞭にすることができましたし、自治基本条例の改正に係る手続きについても今後の指針を示すことになったと思います。

いよいよ来年度から次期総合計画の計画期間が始まります。これからの20年間で実り多いものとなるよう祈念するとともに、本報告書が今後の自治基本条例の推進に寄与することが出来れば幸いです。